

令和7年3月14日提出

松山市障がい者総合支援協議会 会長

松山市障がい者総合支援協議会連絡調整会規程の一部を改正する規程をここに公布する。

記

松山市障がい者総合支援協議会連絡調整会規程の一部を改正する規程

松山市障がい者総合支援協議会連絡調整会規程の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
(目的) 第1条 松山市障がい者総合支援協議会設置要領（平成24年。以下「要領」という。）第6条に基づき、松山市障がい者総合支援協議会（以下「協議会」という。）の所掌事項について、個別具体的な事項を検討し、又は問題に対処するとともに、協議会への付議等について必要な協議又は調整を行うため松山市障がい者総合支援協議会連絡調整会（以下「連絡調整会」という。）を設置する。 (組織) 第2条 連絡調整会は次に掲げる<u>者をもって</u>構成するものとする。 (1) <u>主任相談支援専門員</u> (2) <u>各部部长</u> (3) <u>各委託相談支援事業所の職員</u> <u>(4) 障がい福祉課職員</u> [削る]	(目的) 第1条 松山市障がい者総合支援協議会設置要領（平成24年。以下「要領」という。）第6条に基づき、松山市障がい者総合支援協議会（以下「協議会」という。）の所掌事項について、個別具体的な事項を検討し、又は問題に対処するとともに、協議会への付議等について必要な協議又は調整を行うため松山市障がい者総合支援協議会連絡調整会（以下「連絡調整会」という。）を設置する。 (組織) 第2条 連絡調整会は次に掲げる<u>部会の部会長で</u>構成するものとする。 (1) <u>相談支援部会</u> (2) <u>こども支援部会</u> (3) <u>就労支援部会</u> [新設] <u>2 前項に規定する部会については、必要に応じ構成の見直しを行うことができ</u>

[削る]

(役員)

第3条 連絡調整会に会長1人及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は第5条に規定する部会長の中から互選によって定める。

3 会長及び副会長はオブザーバーとして協議会に出席する。

4 会長は、連絡調整会及び各部会での協議内容等を協議会に報告する。

(所掌事項)

第4条 連絡調整会は、次に掲げる事項を処理する。

(1) 協議会の所掌事項に関し、個別具体的な事項を検討し又は問題に対処すること。

(2) 協議会の所掌事項に関し、必要な調査及び研究を行うこと。

(3) その他設置目的達成に必要な事項に関すること。

2 前項の事項のほか、各部会は次に掲げる事項を処理する。

(1) 相談支援部会

ア 地域の相談支援体制の強化に向けての協議

イ 福祉施設の入所、精神科病院の入院等から地域移行する際の課題の抽出及び解決に向けての協議

[削る]

[削る]

[削る]

るものとする。

3 連絡調整会及び部会の出席者は、協議会の委員の所属する機関の実務担当者、各委託相談支援事業所の職員、関係各課職員その他第1条の目的を達成するために必要な者で構成するものとする。

(役員)

第3条 連絡調整会に会長1人及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は第5条に規定する部会長の中から互選によって定める。

3 会長及び副会長はオブザーバーとして協議会に出席する。

4 会長は、連絡調整会及び各部会での協議内容等を協議会に報告する。

(所掌事項)

第4条 連絡調整会は、次に掲げる事項を処理する。

(1) 協議会の所掌事項に関し、個別具体的な事項を検討し又は問題に対処すること。

(2) 協議会の所掌事項に関し、必要な調査及び研究を行うこと。

(3) その他設置目的達成に必要な事項に関すること。

2 前項の事項のほか、各部会は次に掲げる事項を処理する。

(1) 相談支援部会

ア 地域の相談支援体制の強化に向けての協議

イ 福祉施設の入所、精神科病院の入院等から地域移行する際の課題の抽出及び解決に向けての協議

ウ 障がい者の権利擁護（虐待及び差別の防止を含む。）のための課題の抽出及び解決に向けての協議

エ 地域生活支援拠点等の課題の抽出及び解決に向けての協議

オ 災害及び危機事象への対策に関する協議

(2) くらし部会 災害及び危機事象など,その他くらしの支援に関する協議

(3) 権利擁護部会 障がい者の権利擁護（虐待及び差別の防止を含む。）のた
めの課題の抽出及び解決に向けての協議

(4) 地域生活支援拠点等検討部会 地域生活支援拠点等の課題の抽出及び解決
に向けての協議

(5) こども支援部会 児童のサービスの調整, 課題の抽出及び解決に向けての
協議

(6) 就労支援部会

ア 障がい者の就労（就労移行支援事業の利用促進及び工賃アップを含む。）
に向けた課題の抽出及び解決に向けての協議

イ 障がい者の就労定着を図るための協議

ウ 障がい者の就労に関する関係機関との連携強化を図るための協議

(7) 前6号に掲げるもののほか,会長が必要と認める部会を設置することが
できる。

3 前項に規定する部会については, 必要に応じ構成の見直しを行うことができ
るものとする。

4 連絡調整会及び部会の出席者は, 協議会の委員の所属する機関の実務担当者,
各委託相談支援事業所の職員, 関係各課職員その他第1条の目的を達成するた
めに必要な者で構成するものとする。

5 連絡調整会は, 協議会への付議等について必要な協議又は調整を行う。
(部会長等)

第5条 部会に部会長を置き, 出席者の互選によってこれを定める。

2 部会長は, 部会の事務を総理する。

3 部会長に事故あるときは, あらかじめ部会長が指名する出席者（以下「副部会
長」という。）がその職務を代理する。

[新設]

[新設]

[新設]

(2) こども支援部会 児童のサービスの調整, 課題の抽出及び解決に向けての
協議

(3) 就労支援部会

ア 障がい者の就労（就労移行支援事業の利用促進及び工賃アップを含む。）
に向けた課題の抽出及び解決に向けての協議

イ 障がい者の就労定着を図るための協議

ウ 障がい者の就労に関する関係機関との連携強化を図るための協議

[新設]

[新設]

[新設]

3 部会長は, 協議会への付議等について必要な協議又は調整を行う。
(部会長等)

第5条 部会に部会長を置き, 出席者の互選によってこれを定める。

2 部会長は, 部会の事務を総理する。

3 部会長に事故あるときは, あらかじめ部会長が指名する出席者（以下「副部会
長」という。）がその職務を代理する。

4 部会は、部会長が招集し、議長となる。 5 部会長は、必要があると認めるときは、会議に部会員以外の者の出席を求め、説明を求めること又は意見を聴くことができる。 (小部会<u>等</u>) 第6条 各部会から抽出された課題やその解決に向けての協議を行うため、より専門的な構成員での再協議が必要であると、連絡調整会で承認された場合には、各部会長は必要に応じて小部会<u>等</u>を設置することができる。 (公開基準) 第7条 松山市情報公開条例（平成12年条例第61号）第7条各号に規定する情報に該当すると認められる事項について協議を行う場合は、非公開とする。 (守秘義務) 第8条 出席者は、協議上知り得た秘密を漏らしてはならない。その責務を退いた後も同様とする。 (庶務) 第9条 連絡調整会の庶務は、<u>障がい福祉課及び</u>社会福祉法人松山市社会福祉協議会が処理する。 (委任) 第10条 この規程に定めるもののほか、連絡調整会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。	4 部会は、部会長が招集し、議長となる。 5 部会長は、必要があると認めるときは、会議に部会員以外の者の出席を求め、説明を求めること又は意見を聴くことができる。 (小部会) 第6条 各部会から抽出された課題やその解決に向けての協議を行うため、より専門的な構成員での再協議が必要であると、連絡調整会で承認された場合には、各部会長は必要に応じて小部会を設置することができる。 (公開基準) 第7条 松山市情報公開条例（平成12年条例第61号）第7条各号に規定する情報に該当すると認められる事項について協議を行う場合は、非公開とする。 (守秘義務) 第8条 出席者は、協議上知り得た秘密を漏らしてはならない。その責務を退いた後も同様とする。 (庶務) 第9条 連絡調整会の庶務は、社会福祉法人松山市社会福祉協議会が処理する。 (委任) 第10条 この規程に定めるもののほか、連絡調整会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。
--	---

付 則

(施行期日)

この規程は、公布の日から施行する。